

ヲ茨城健作ヲ工作係ニ兼務シタル者ニ有テ發表セリ

(2) 労働者側  
此労働者ハ前記示達ニ従フ者ニシテ、前記示達ニ付テニ大體之ヲ認ムル

ニ決レシリ

(3) 交渉状況

午後四時四十分労働者代表等、山内之助外ニ名ハ事業主側ト会見

一工作係ノ兼務シ實際ニシテ、

ニ本問題ニ関シ犠牲者ヲ出ササル事

三三日分ノ常備給ヲ支給スル事

シ口頭ニテ嘆願シタルニ直チニ容認セラレタルヲ以テ田端解

決ヲ見ルニ至レリ

右及申(通)報候也

10. 1. 11. 11. 11. 11.

7  
7  
7

労社第二四三六號

昭和四年十月十六日

警視總監 丸山 鶴 志

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

各廳府縣長官 殿

(北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 青島 福岡 埼玉)

品川製作所ノ労働争議ニ関スル件

(第二報)

(第一報大崎第一分会ノ分裂ニ伴フ組合別對總同盟ノ筋事ニ于テ)

要旨 組合別對總同盟ニ對シテ、總同盟側ニ對シテ、見タルカ組合別對總同盟ヨリ工場側ニ交渉  
シタル結果工場側ハ總同盟側ニ對シテ、見タルカ組合別對總同盟ヨリ工場側ニ交渉  
ヲ以テ行セリ